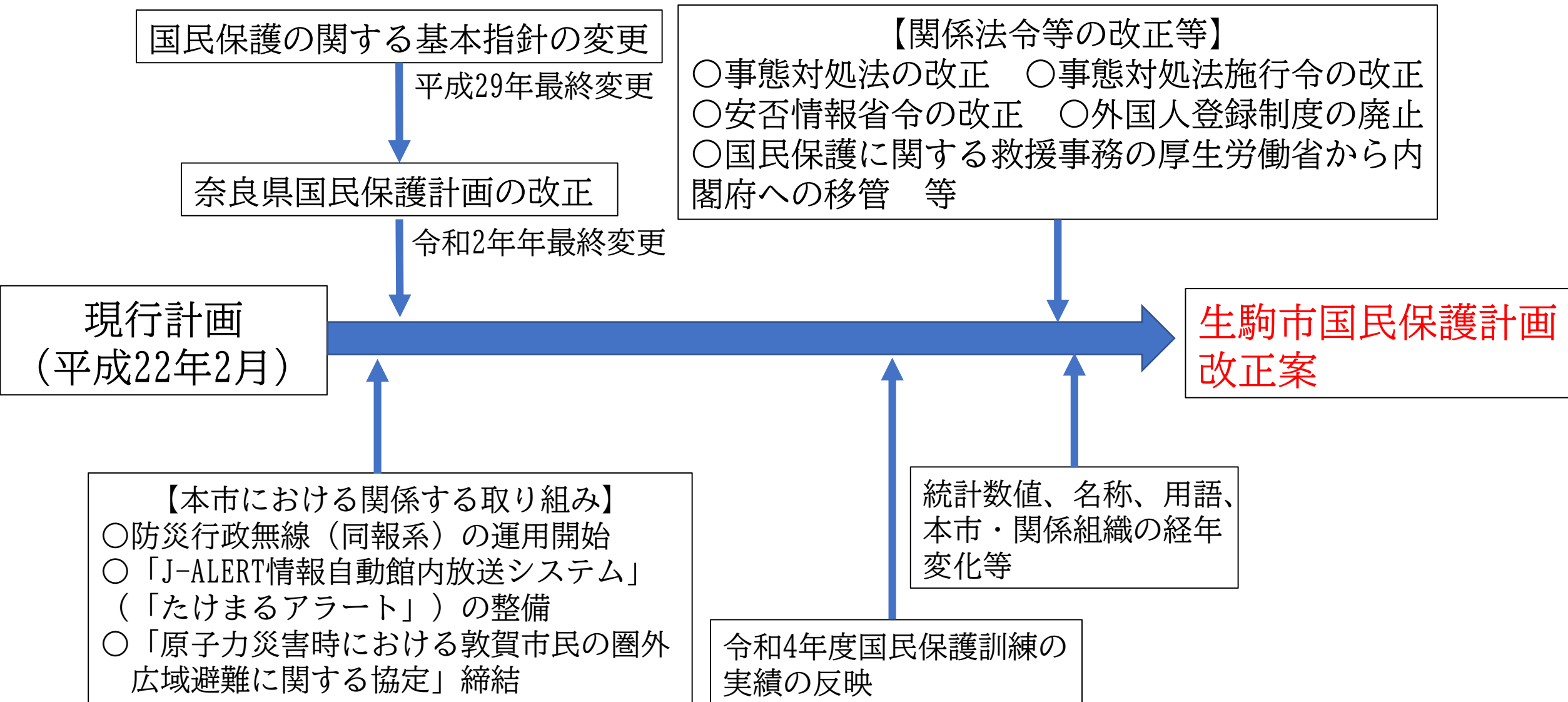


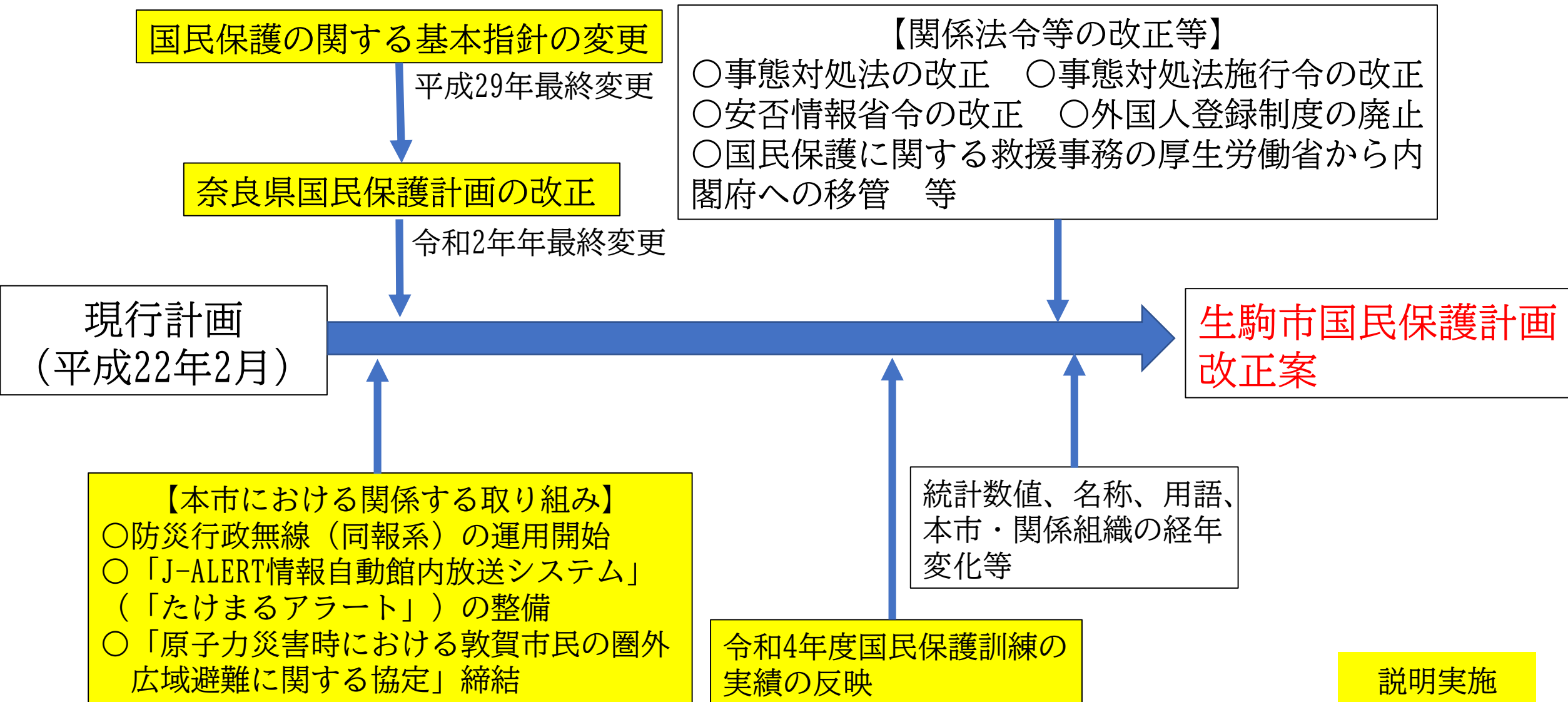
## 【資料 2】

# 審議案件 生駒市国民保護計画の改正

# 改正の考え方



# 改正の考え方



# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映①

## 【政府基本指針の改正のポイント】

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）  
全国瞬時警報システム（J-ALERT）  
緊急速報メールの運用（平成25・26年改正）

武力攻撃原子力災害、核攻撃等における汚染の拡大を防止する措置（避難退域時検査及び簡易除染他）（平成26・28年改正）

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の避難等への配慮（平成25年改正）

弾道ミサイル攻撃への対策：J-ALERTによる情報（警報）伝達や弾道ミサイル落下時の行動についての平素からの周知（平成29年改正）

訓練すべき想定等の具体例：NBC攻撃等への対応、広域避難、地下への避難等、人口密集地、実際の機材の使用（平成25年改正）

## 【奈良県国民保護計画の改正】

第2編1章3節1 非常通信体制の整備  
第2編1章4節第2 警報等の通知に必要な準備  
第3編4章1節第2 市町村長の警報伝達の基準

第3編5章第4(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動  
第3編7章2節第1 NBC攻撃による災害への対処

3編4章2節第2 避難の指示

第3編4章2節第2-1(3)③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

第2編1章5節第2-1 県における訓練の実施

※27年の政府基本指針の改正は用語定義集に反映

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映②

◎Em-Net、J-ALERT、緊急速報メールの運用関連

## 【奈良県国民保護計画の改正】

### 第2編1章3節1 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、(中略)非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

## 【生駒市国民保護計画改正案】

### 第2編1章第3(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、(中略)非常通信協議会との連携に十分配慮する

また、市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

※中央防災無線と政府共通ネットワークは市が加入していないため、改正案には記載しないものとした。

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映③

## 【奈良県国民保護計画の改正】

### 第2編1章4節第2 警報等の通知に必要な準備

#### 1 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が、**内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)**、消防庁から**全国瞬時警報システム (J-ALERT)**等により通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編（関係機関連絡先）に掲げるとおりである。

#### 2 警報の伝達のための準備

県は、**内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)**、消防庁から**全国瞬時警報システム (J-ALERT)**等により警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設については、市町村との役割分担も考慮して定める。

## 【生駒市国民保護計画改正案】

### 第2編1章第4-2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報伝達体制の整備

市は、知事から、**または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)**、消防庁から**全国瞬時警報システム (J-ALERT)**等により警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の周知を図る。

#### (5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

市は、知事から、**または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)**、消防庁から**全国瞬時警報システム (J-ALERT)**等により警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

※Em-Net及びJ-ALERTの都道府県と同時に直接配信されるが、別途知事からの通知も行われるため「または」とした。 6



# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映④

## 【奈良県国民保護計画の改正】

### 第3編4章1節第2 市町村長の警報伝達の基準

(1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合 ~~この場合においては~~緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) で緊急情報を受信した場合、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。

~~また、警報の伝達には緊急速報メールも積極的に活用するものとする。~~

## 【生駒市国民保護計画改正案】

本市防災行政無線 (同報系) の運用開始 (平成29年4月)

### 第3編4章第1-2 警報内容の伝達方法

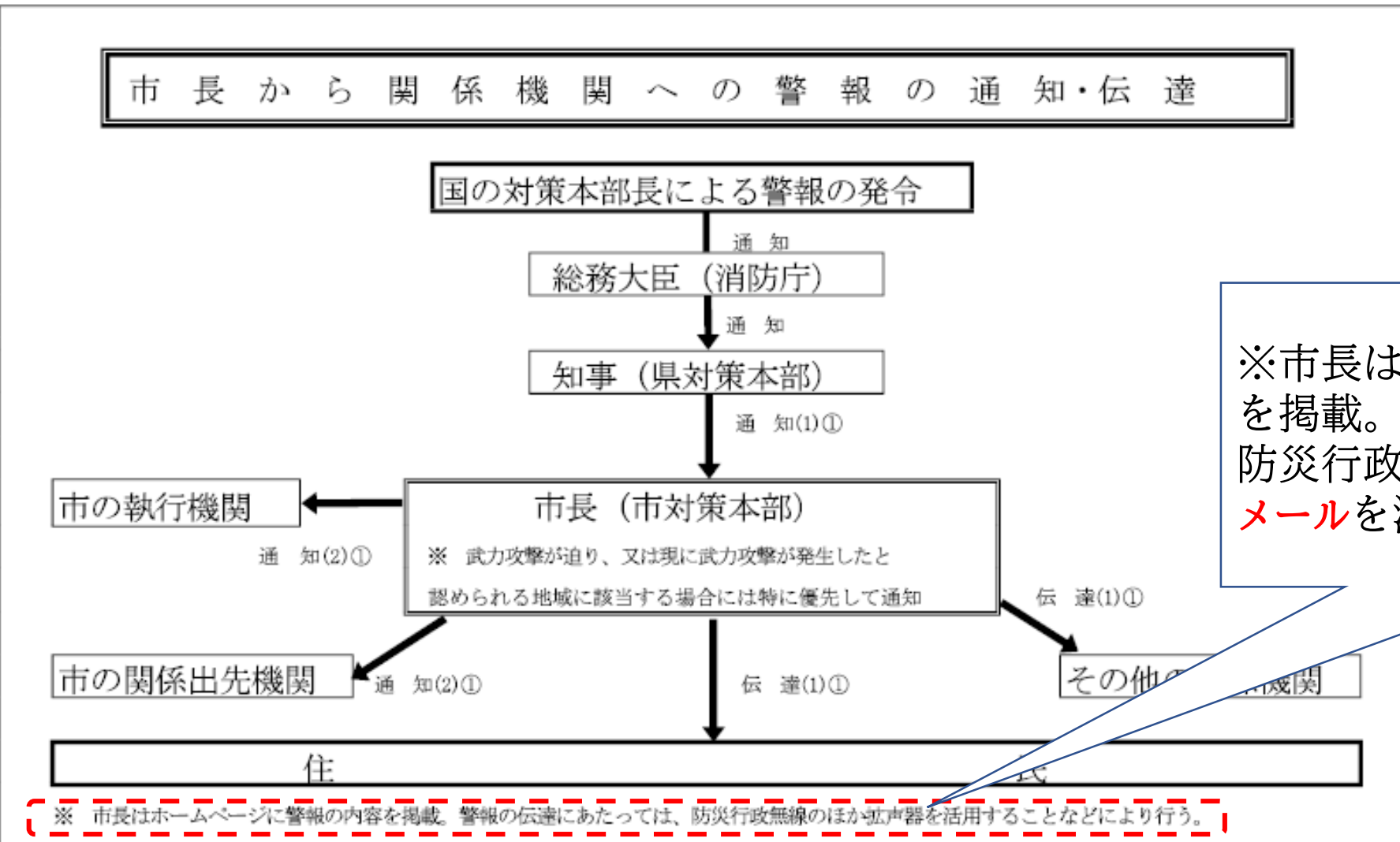
(1) 警報の内容の伝達方法については、~~当面の間は、~~~~現在市が保有する伝達手段に基づき、~~原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

~~この場合においては、~~~~車載の拡声器などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、~~~~広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、~~~~警報が発令された事実を速やかに周知する。~~緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) で緊急情報を受信した場合、原則として、防災行政無線 (同報系) で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。この際、緊急速報メールも積極的に活用して、市民に警報発令の事実を速やかに周知する。

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映⑤

## 第3編4章第1-1(2)



※市長はホームページに警報の内容を掲載。警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか**拡声器緊急速報メール**を活用することなどにより行う。



# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映⑥

◎武力攻撃原子力災害、核攻撃等における汚染の拡大を防止する措置

## 【奈良県国民保護計画の改正】

第3編5章第4(1)核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施（中略）
- ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施

第3編7章2節第1-4 汚染原因に応じた対応

表内「核攻撃等」

核攻撃等による災害が発生した場合（中略）活動を実施させる。

避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

## 【生駒市国民保護計画改正案】

第3編5章第3(2) 救援活動における県との連携  
（前略）また、県と連携して、NBC攻撃によるや武力原子力災害時における特殊な医療活動、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施に留意する。

第3編7章第2-1(4) 汚染原因に応じた対応

①核攻撃の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合（中略）活動を実施させる。

住民の避難に当たっては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を実施する。

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映⑦

## ◎大規模集客施設や旅客輸送関連施設の避難等

### 3編4章2節第2 避難の指示

#### 8 大規模集客施設や旅客輸送関連施設管理者等との連携（新規項目）

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

### 第3編4章第2-3 住民の避難誘導

#### (13) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設

市長は大規模集客施設や主要駅についても、施設管理者と連携し、当該施設に滞在するもの等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置 (略)

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映⑧

## ◎弾道ミサイルによる攻撃への対策

### 【奈良県国民保護計画の改正】

### 【生駒市国民保護計画改正案】

第3編4章2節第2-1(3)③ 避難の指示における  
事態毎の留意事項  
表内「弾道ミサイルによる攻撃の場合」

第3編4章第2-4 避難誘導における事態毎の留意事項  
表内「弾道ミサイル攻撃の場合」

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。~~このため~~加えて、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。~~このため~~ことから、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

※ このため弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

# 国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映⑨

## ◎訓練すべき想定等の具体例

### 第2編1章5節第2-1 県における訓練の実施

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を~~図る。~~による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### 第2編1章第5-2(1) 市における訓練の実施

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を~~図る。~~による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

# 本市における関係する取り組みの反映①

◎防災行政無線（同報系）の運用開始：平成29年4月1日

## 第3編4章第1-2 警報内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、~~当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、~~原則として以下の要領により行う。

①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

~~この場合においては、車載の拡声器などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、警報が発令された事実を速やかに周知する。~~緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で緊急情報を受信した場合、原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。この際、緊急速報メールを積極的に活用して、市民に警報発令の事実を速やかに周知する。

(2)は(1)の削除部分の詳細に関する記述

~~(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。~~

~~この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。~~

~~また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。~~

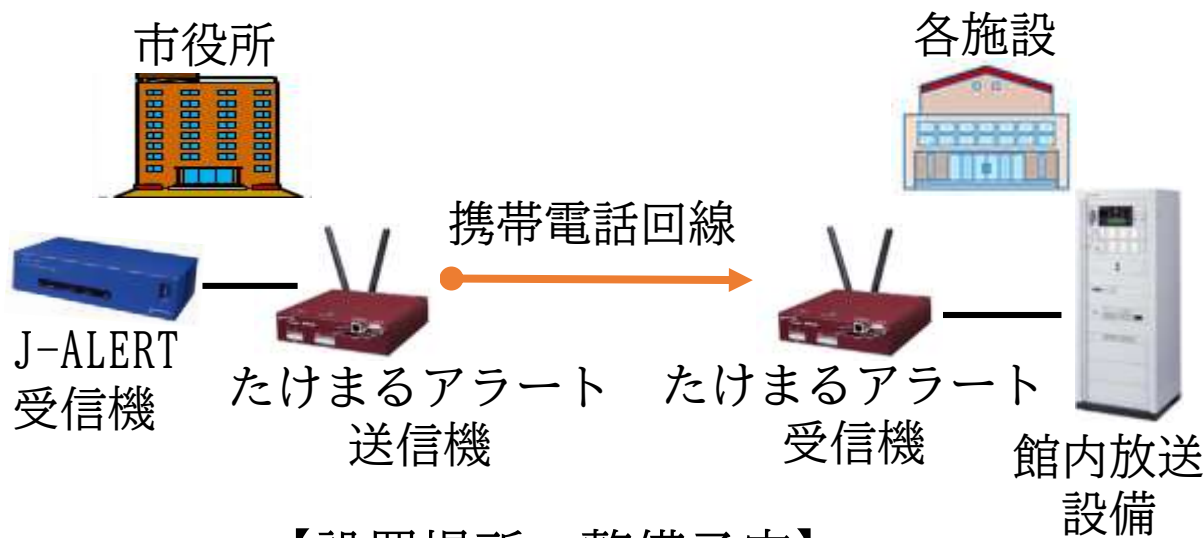


# 本市における関係する取り組みの反映②

## ◎「J-ALERT情報自動館内放送システム」(たけまるアラート)の整備関連

### 【J-ALERT情報自動館内放送システムの概要】

市役所でJアラート情報を受信すると、自動的に市内公共施設等の館内放送でその情報を放送するシステム



### 【設置場所・整備予定】

小・中学校、市立幼・保・こども園  
消防署、生涯学習施設、スポーツ施設  
私立の幼・保・こども園  
(令和3～6年でシステム整備推進中)

### 第2編1章第4-2

#### (2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線やその他の伝達手段の整備に努める。

#### (5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

市は、知事から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、幼稚園・保育園・こども園、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。



# 本市における関係する取り組みの反映③

◎「原子力災害時における敦賀市民の圏外広域避難に関する協定」締結関連

## 「原子力災害時における敦賀市民の圏外広域避難に関する協定」 平成26年2月締結

福井県において原子力災害が発生した場合、当該原子力発電所から30km圏内の市町村については、汚染物質の風向きによる広がり方等により、場合によっては県外への広域一時滞在が行われる。

この場合、**敦賀市民**の避難を奈良県（奈良市・天理市・大和郡山市・生駒市）で受け入れるもの。  
**敦賀市**から最大約1万人の避難受け入れを予定。

【平成26年11月 県国民保護計画の改正】

第1編4章8 （前略）**また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受け入れについて、積極的に協力していく。**

また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。

- ◎平成26年6月：県が福井県と災害時等互応援協定締結
- ◎令和3年11月：本市と敦賀市が友好都市協定締結

## 第1編4章(6)自衛隊施設及びその他の施設等

市内に自衛隊施設、米軍の施設、原子力発電所、石油コンビナートは存在しない。原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではないが、**原子力発電所が立地する福井県敦賀市からの避難者の受け入れについて積極的に協力していく。**~~原子力災害の特殊性を考慮すると、本市の近くにある原子力事業所の把握が必要となる。本市に隣接する原子力事業所は次のとおり。~~

また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺市町村としての対応が必要である。近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。

# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映①

訓練の準備・実施を通じて明らかになった、現行計画の記載が不十分な事項

◎事態認定以前に既に被害が発生している場合の対処体制

◎住民避難の際の、対象住民に対する避難実施要領の事前周知

◎要避難地域が既に、警察による立ち入り規制区域が設定されている場合の、当該区域内の避難誘導

# 参考：令和4年度国民保護訓練の内容

## 【発生事象等】

【事案2】 **要避難者多数**  
犯人グループが生駒駅で職務質問され発砲後、近鉄百貨店生駒店で立てこもり

- 立ち入り規制（警察）
- 自衛隊の派遣要請（市→県）  
※国民保護のための要請
- 住民避難に関する調整
- 輸送手段の確保（市→県）  
⇒避難実施要領の作成
- === 緊急対処事態認定 ===
- 緊急対処事態対策本部設置
- 警報の市民への伝達・周知
- 住民避難の実施

【事案1】 **死傷者多数**  
北コミュニティセンターで爆発（爆破事案）が発生

- 立ち入り規制（警察・消防）
- 市対策本部（災対本部）の設置
- 消防の応援要請
- DMAT派遣要請（消防）
- 自衛隊の派遣要請（市→県）  
※救出・救助のための要請
- 負傷者の緊急（航空）搬送
- 遺体安置所の確保・準備
- 周辺住民の避難（屋内退避）指示
- 市民への周知・注意喚起 等

当初の間、国民保護法・事態対処法ではなく、災害対策基本法等を適用し対処（災害対策本部体制）



# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映①－1

◎事態認定以前に既に被害が発生している場合の対処体制

名称	配備の基準（要旨）	配備	事務分掌（抜粋・要旨）	条項
事態警戒体制A	<u>県外で</u> 、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃や、大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃が行われる事態が発生した場合等	災害時の1号警戒配備相当	情報の収集・関係機関への提供、県との連絡、状況により市対策本部を設置すべき市への指定の調整 状況により災対法の規定による措置・国民保護措置実施（協力・支援）	第3編 1章1
事態警戒体制B	<u>県内で</u> 上記事態が発生 武力攻撃事態、弾道ミサイルの飛来、国内でCBR攻撃や航空機での自爆テロ等が行われる事態が発生した場合	災害対策本部1号動員相当	情報の収集・関係機関への提供、県との連絡等 必要により <u>発生した災害への対処に関する支援の要請、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置</u> （市内の被害発生）※ 認定後、状況により国民保護措置実施	第3編 1章2

※：災害対策基本法において、市町村災害対策本部が行うものとして規定されている事項

# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映①－2

第3編1章2について再整理

配備基準(補足)	適用する体制
市内で多数の人が死傷する事態が発生	災害対策本部体制 (事故災害)
市外で多数の人が死傷する事態が発生 (市内で多数の死傷者は出ていない。) 市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生 ( // )	事態警戒体制B



## 2 事態警戒体制B

事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の市外での発生を把握した場合や、市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合において、市としての的確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。

市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合は、生駒市地域防災計画に定める事故災害対策本部体制をもって災害対策基本法等を適用し、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。

# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映①－3

## 同(3) 事務分掌

事態警戒体制Bの配備を行った場合は、次の事務を行う。

① 県に体制配備の連絡を行う。

② 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

~~③ 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。~~

~~③ 初動措置の確保として、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。~~

また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関に提供するとともに必要な指示を行う。市は、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定についても緊密な連携を図る。事態認定後においては、事態の状況に応じて国民保護措置を実施する。

④ 市民への広報及び報道機関との連絡調整を行う。

⑤ 速やかに国民保護対策本部体制へ移行することができるよう準備を行う。

災害対策本部体制の配備を行った場合は、①～⑤に加えて、次の事務を行う

~~⑥ 市長は、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。~~

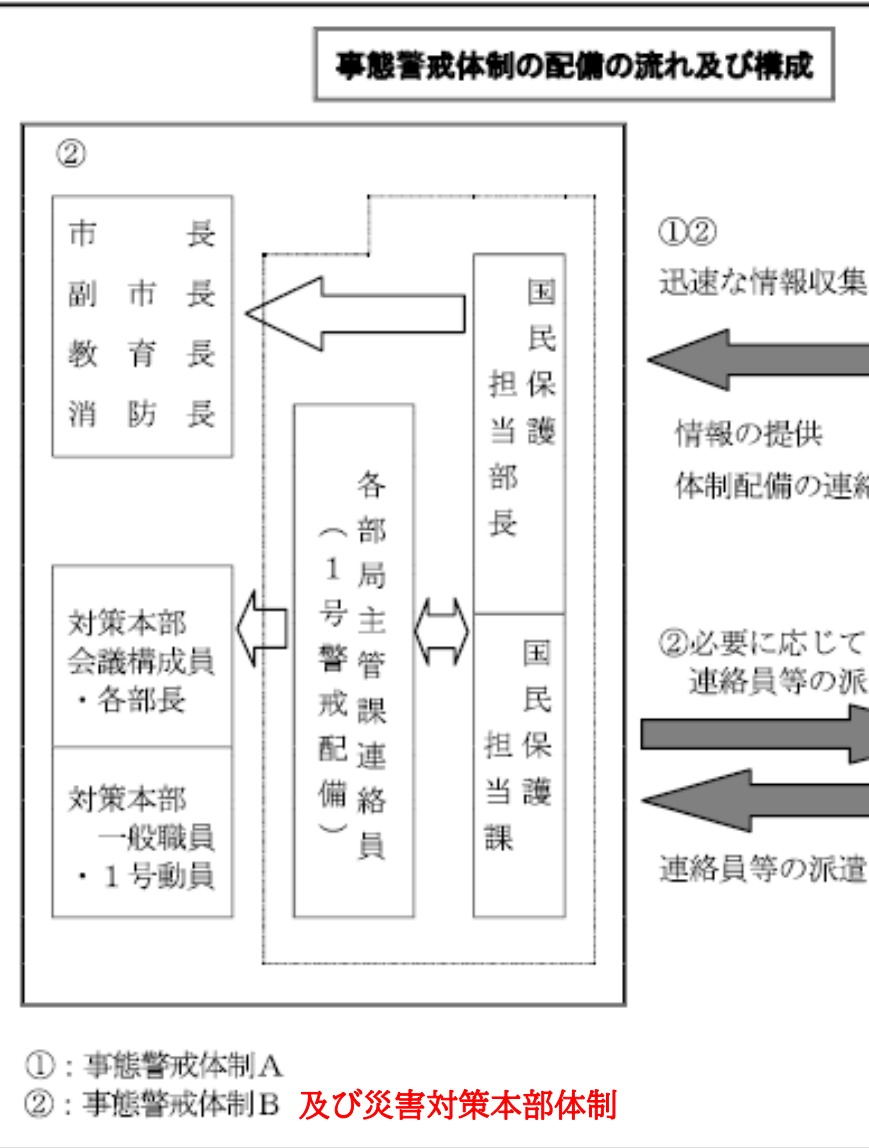
~~⑦ 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。~~



# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映①-4

第3編1章2 (図)

事態警戒体制の配備の流れ及び構成



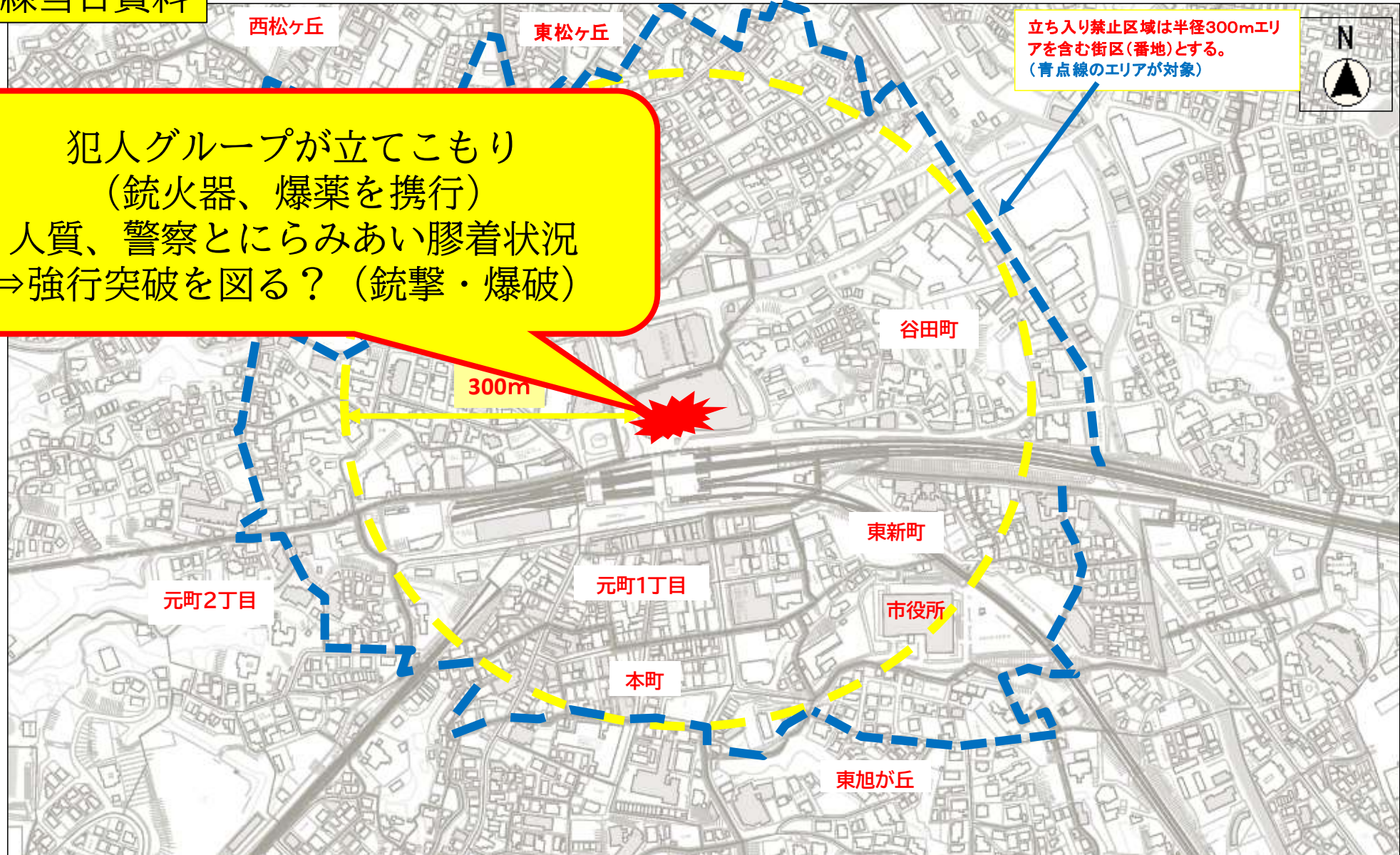
第2編1章第1-2の(3)

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の <b>市外での発生</b> を把握した場合や、 <b>市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合</b> ）	②
	<b>現場からの情報により、市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合（事故災害対策本部体制）</b>	②
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	①
	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の <b>市外での発生</b> を把握した場合）	②
	市対策本部設置の通知を受けた場合	③

## 【第2事案】立ち入り禁止区域

犯人グループが立てこもり  
(銃火器、爆薬を携行)  
人質、警察とにらみあい膠着状況  
⇒強行突破を図る？(銃撃・爆破)



# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映②－1

## ◎住民避難の際の、対象住民に対する避難実施要領の事前周知

### 【第2事案における避難】

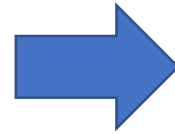
既に一定の危険が生じている区域からの避難

⇒特に適切なタイミングで開始し

誘導に従い適切な経路で

混乱なく静々と、なるべく短時間で

漏れなく



避難誘導開始までに

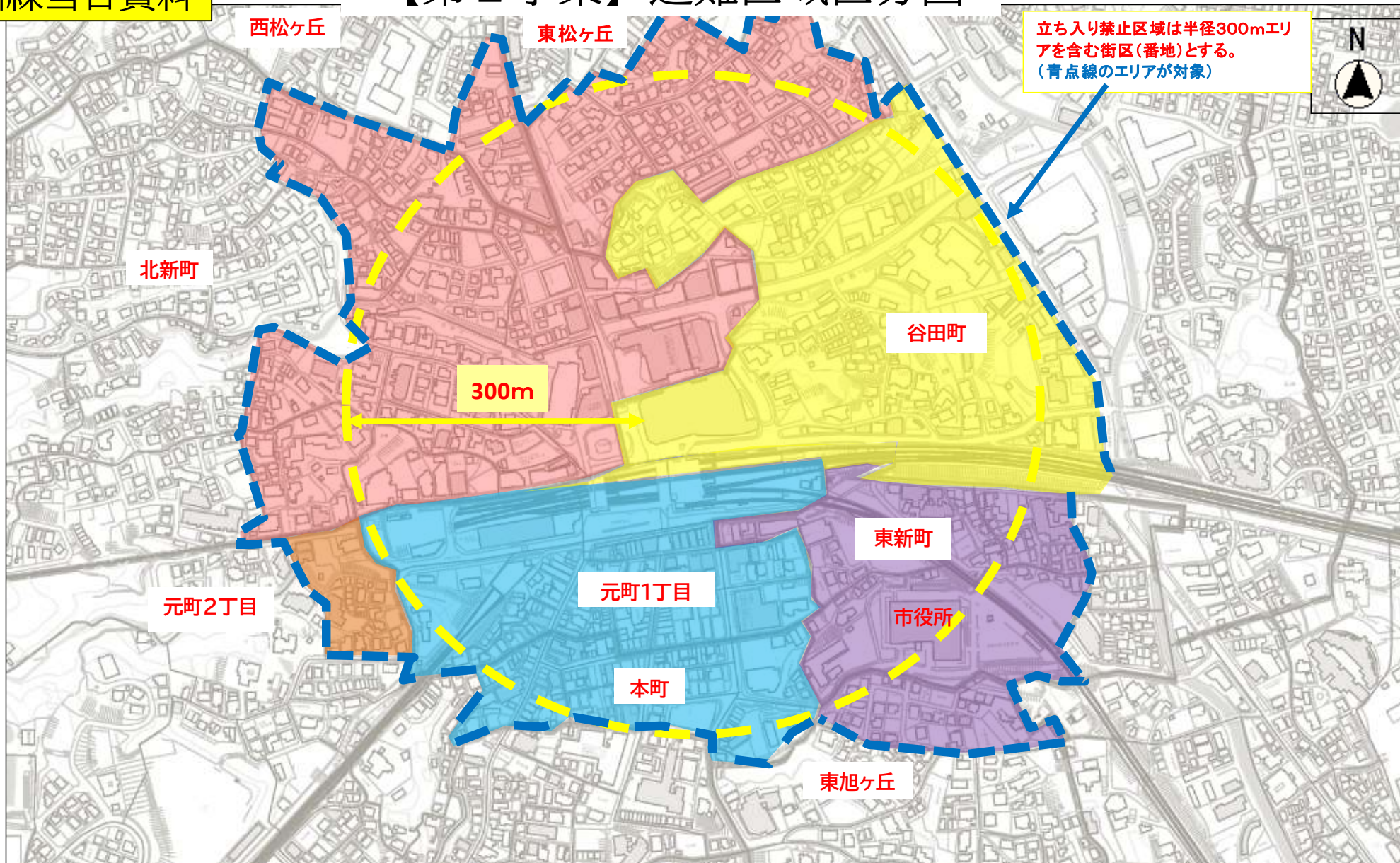
避難誘導に当たる関係者だけでなく

対象地域の各世帯等にも周知必要

### 【避難実施要領】



# 【第2事案】避難区域区分図



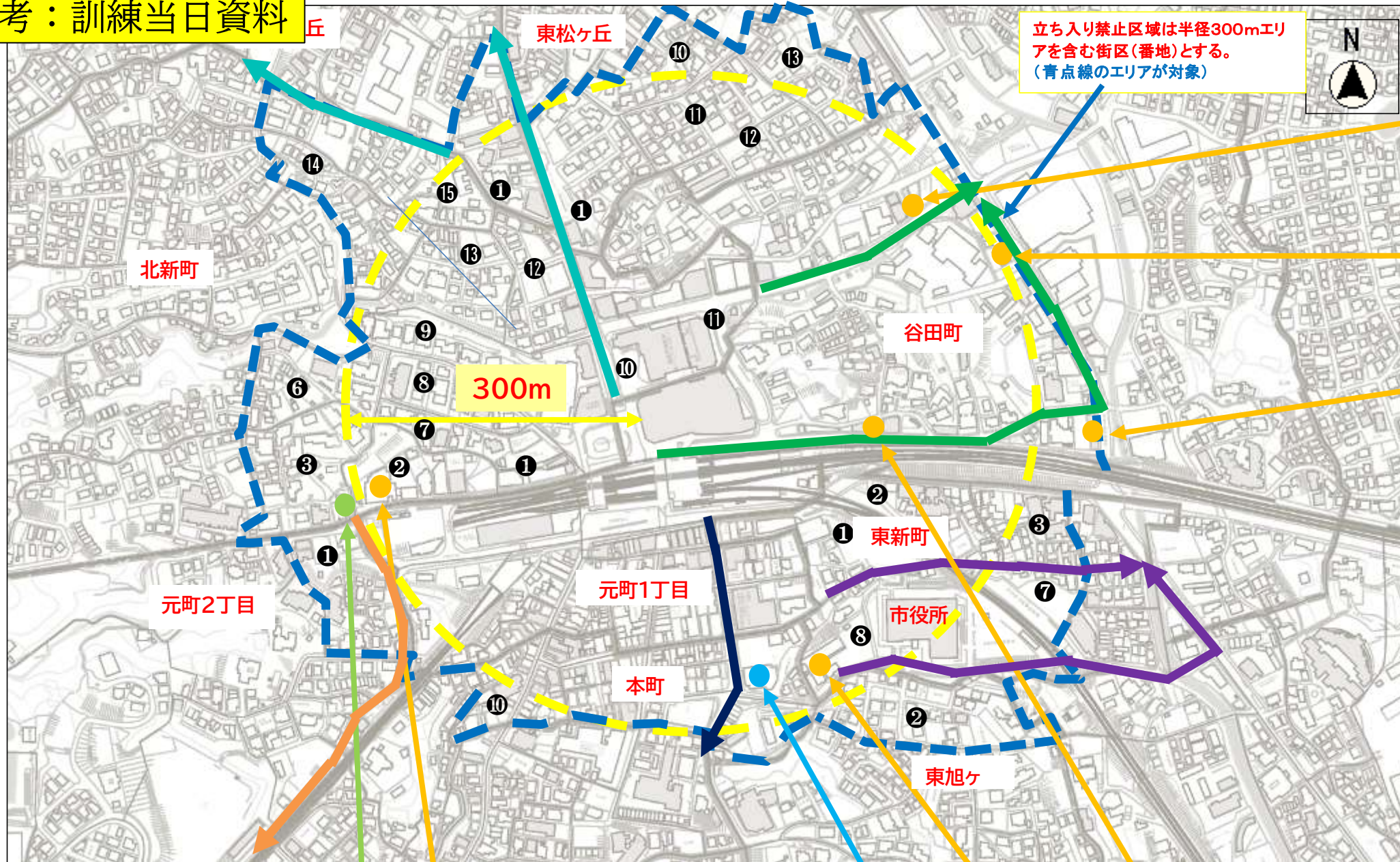
【第2事案】避難区域区表

町	街 区	避難先
西松ヶ丘	1番街区の区域	生駒中学校
東松ヶ丘	1番、10番、11番、12番、13番街区の区域	
北新町	1番、2番、3番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番街区の区域	
谷田町	県道生駒停車場宛ノ木線から以西の区域	桜ヶ丘小学校
東旭ヶ丘	2番街区の区域	生駒小学校
東新町	1番、2番、3番、7番、8番街区の区域	
本町	1番～10番街区の区域	緑ヶ丘中学校
元町1丁目	全域	
元町2丁目	1番街区の区域	市民体育館



# 【第2事案】立ち入り禁止区域内の避難経路

参考：訓練当日資料



立ち入り禁止区域は半径300mエリアを含む街区(番地)とする。  
(青点線のエリアが対象)



- ③ソフィア谷田 保育園
- ⑥サンライズキッズ 保育園生駒園
- ④いちぶどりキッズ 谷田保育園
- ①生駒中学校への避難経路(西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町)
- ②桜ヶ丘小学校への避難経路(谷田町)
- ③生駒小学校への避難経路(東旭ヶ丘、東新町)
- ④緑ヶ丘中学校への避難経路(本町、元町1丁目)
- ⑤市民体育館への避難経路(元町2丁目)

デイサービスセンター幸楽 ②いこまこども 縮尺 1 : 5000 倉病院 ①中保育園 ⑤わらべ学園



# 【第2事案】 立ち入り禁止区域からの避難経路



# 車両輸送一次集合場所

	奈良交通バス停留所 谷田町 (南向きのりば)	奈良近鉄タクシー 生駒営業所 駐車場	奈良交通バス停留所 旭ヶ丘 (南向きのりば)	杉江産婦人科 駐車場付近
所在地	生駒市谷田町860番地 1地先	生駒市谷田町1372 番1	生駒市東旭ヶ丘5番 23号地先	生駒市元町2丁目3 番
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の 留意事項	ソフィア谷田保育園、いちぶちどりキッズ保育園、わらべ学園、サンライズキッズ保育園生駒園の関係者は集合後、バスにて避難所へ輸送	中保育園の関係者は集合後、バスで避難所へ移送	倉病院の関係者は集合後、バスにて避難所へ避難 (一部は市立病院の救急車両で市立病院へ搬送)	いこまこども園の関係者は集合後、バスにて避難所へ避難

注：幸楽関係者は事業者の車両で搬送

# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映②－1

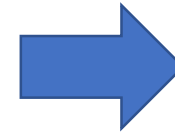
## ◎住民避難の際の、対象住民に対する避難実施要領の事前周知

### 【第2事案における避難】

既に一定の危険が生じている区域からの避難  
⇒特に適切なタイミングで開始し  
誘導に従い適切な経路で  
混乱なく静々と、なるべく短時間で  
漏れなく

### 【避難実施要領】

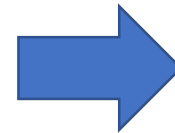
地域毎に経路・避難先が異なる。  
開始時期や移動手段の統制が必要  
一部の避難者には輸送支援を実施  
(乗車のための集合地点等指示)  
⇒複雑・緻密化



避難誘導開始までに  
避難誘導に当たる関係者だけでなく  
対象地域の各世帯等にも周知必要



多大の困難  
周知・伝達手段？



地区毎、対象毎に細かい説明・周知が必要



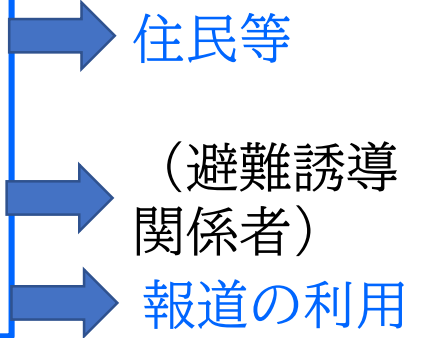
# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映②-2

## 第3編4章第2-2(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう、**各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。**

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、**報道関係者**に対して、避難実施要領の内容を提供する。



防災行政無線や緊急速報メール等＋自治会・自主防災会の協力、拡声器の利用等も併用  
第3編4章第1-2「警報内容の伝達方法」で削除した(2)の記述を準用

・・・また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

市長は、**消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に避難実施要領の内容を周知することができるよう、体制を整備する。**

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による周知を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な周知が行なわれるように配慮する。

また、市は、**県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した避難実施要領の内容の周知が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。**

さらに、市長は、**報道関係者**に対して、避難実施要領の内容を提供する。

# 令和4年度国民保護訓練の実績の反映③

◎要避難地域が既に、警察による立ち入り規制区域が設定されている場合の、当該区域内の避難誘導

第3編4章第2-3(3)避難誘導を行う関係機関との連携

## 【第2事案】

避難対象地域≡警察による立ち入り規制区域  
＝一定の危険がある区域



一般の行政職員や消防団等を侵入させ誘導？  
民間のバス等の利用？



規制区域の内側：警察または自衛隊が担当  
規制区域の外側：市（消防団含む）が担当

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であるとき、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。



市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であるとき、または事態の発生により既に立ち入り規制区域が設定され、当該区域内に避難誘導に当たる職員等を配置することに危険が伴う懸念がある場合には、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。